**○農林水産省告示第七百六十五号**

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十三年二月四日に消滅したものとみなされる。

平成二十三年四月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　登録番号　第20295号
2　登録年月日　平成23年２月４日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　NIRPAKIR
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　LUX RIVIERA S.R.L. Via San Rocco 1, 18039 Ventimiglia (IM), Italy

**○農林水産省告示第七百六十六号**

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十三年二月十五日に消滅したものとみなされる。

平成二十三年四月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　登録番号　第20338号
2　登録年月日　平成23年２月15日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　寄の実
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　寄能節雄　広島県福山市新市町常1598番地２号

**○国土交通省告示第三百七十五号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、福間都市計画事業福間駅東土地区画整理事業の施行規程の変更（第二回）及び事業計画の変更（第二回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年四月十二日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　縦覧開始の日　平成二十三年四月十三日（縦覧期間二週間）
二　縦覧場所　福岡県古賀市舞の里二丁目八番六号　独立行政法人都市再生機構九州支社福岡東部開発事務所
三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

**○国土交通省告示第三百七十六号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月十二日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
産女川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を昭和四十一年建設省告示第二千六百三十三号で指定した産女川の土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
岩手県一関市厳美町
字岡山　九番一〇〇　一号から十六号まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱十七号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱十七号と三十三号を昭和四十一年建設省告示第二千六百三十三号で指定した産女川の土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
岩手県一関市厳美町
字横森　一二五番一三　十七号から十九号まで
一二五番二九四　二十号から二十二号まで
一二五番一二　二十三号から二十六号まで
一二五番一一　二十七号から三十号まで
一二五番二八八　三十一号から三十三号まで
ハ　次に掲げる土地に存する標柱三十四号から三十七号までを順次結んだ線及び標柱三十四号と三十七号を昭和四十一年建設省告示第二千六百三十三号で指定した産女川の土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
岩手県一関市厳美町
字横森　一三八番一　三十四号から三十七号まで
ニ　次に掲げる土地に存する標柱三十八号から四十二号までを順次結んだ線及び標柱三十八号と四十二号を昭和四十一年建設省告示第二千六百三十三号で指定した産女川の土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
岩手県一関市厳美町
字横森　一三八番一　三十八号から四十号まで
一四一番一　四十一号及び四十二号

**○国土交通省告示第三百七十七号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月十二日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
三迫川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十九年建設省告示第千二百四十号で指定した同号九に掲げる土地の区域及び平成二十二年国土交通省告示第千百六十号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）
宮城県栗原市栗駒沼倉字栗駒岳国有林
一六林班　て小班　一号から十二号まで
イ小班　十三号
ま小班　十四号から十八号まで
そ小班　十九号から二十九号まで

**○国土交通省告示第三百七十八号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月十二日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　三迫川
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十年国土交通省告示第九百二十九号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。）
宮城県栗原市栗駒沼倉字栗駒岳国有林
一六林班　て小班　一号から十二号まで
イ小班　十三号
ま小班　十四号から十八号まで
そ小班　十九号から二十九号まで

**○国土交通省告示第三百七十九号**

昭和六十三年建設省告示第千百四十五号をもって公示した紀の川大堰の建設に関する基本計画に基づいて実施した紀の川水系の紀の川大堰の建設は、平成二十三年三月三十日に完了したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第十四条の規定により、公示する。

平成二十三年四月十二日

国土交通大臣　大畠　章宏

**○国土交通省告示第三百八十号**

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十三年四月十二日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　登録建築物調査機関の名称
ジャパンホームシールド株式会社
二　住所
東京都墨田区両国二丁目十番十四号
三　代表者氏名
代表取締役　斉藤　武司
四　登録年月日
平成二十三年四月一日
五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地
本社　東京都墨田区両国二丁目十番十四号